

# Z—71—K

## 固定資産税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「K 1～K 6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 地方税法に規定されている固定資産税に関する申告制度について、その趣旨及び内容(申告の対象となる者、申告先、申告すべき事項)について説明しなさい。

問 2 土地名寄帳及び家屋名寄帳について説明した上で、固定資産税の免税点について、その趣旨、内容及び免税点の判定方法について説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 【資料 1】～【資料 3】に基づき、A 市内に所在する次の土地 X、土地 Y 及び土地 Z に係る令和元年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出せよ。

なお、A 市は近畿圏整備法第 2 条第 1 項に規定する近畿圏内に所在する地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市である。また、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとする。

また、土地 X、土地 Y 及び土地 Z の所有者はいずれも異なるものとし、かつ、これらの土地の所有者は A 市内に他の土地を所有しないものとする。

【資料 1】土地 X

- (1) 土地 X は、平成 30 年度の賦課期日においては雑種地であったが、平成 30 年 12 月に事務所が建築され、事務所の用に供されることとなり、地目が宅地へ変更された。
- (2) 土地 X の地積は  $1,000 \text{ m}^2$  である。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 X の価格の状況は次のとおりである。
  - ① 平成 30 年度分の価格 91,000,000 円
  - ② 令和元年度分の価格 102,000,000 円
  - ③ 令和 2 年度分の価格 100,000,000 円
  - ④ 令和 3 年度分の価格 120,000,000 円
- (4) 必要であれば、土地 X の近隣に所在する土地 X' を地方税法附則第 17 条第 7 号の類似土地として用いること。土地 X' は地積  $1,000 \text{ m}^2$  の宅地であり、令和元年度分の価格は 104,000,000 円、平成 30 年度分の課税標準額は 58,240,000 円である。
- (5) 土地 X は、平成 30 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税について、地方税法第 348 条若しくは附則第 14 条の規定による非課税措置又は同法第 349 条の 3 若しくは附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。
- (6) A 市は令和元年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税について、地方税法附則第 21 条の条例を定めていない。

【資料 2】土地 Y

- (1) 土地 Y の地目は宅地であり、令和 2 年度の賦課期日までの用途は住宅用地であり、全体が小規模住宅用地に該当していたが、令和 2 年 2 月に住宅が取り壊されるとともに同年 11 月に店舗が新築され、その全体が非住宅用地に該当することとなった。なお、令和 2 年中に所要の登記を終えている。
- (2) 土地 Y の地積は  $200 \text{ m}^2$  である。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 Y の価格等の状況は次のとおりである。
  - ① 平成 30 年度分の価格 21,000,000 円

- ② 平成 30 年度分の課税標準額 3,300,000 円
  - ③ 令和元年度分の価格 21,000,000 円
  - ④ 令和 2 年度分の価格 21,000,000 円
  - ⑤ 令和 3 年度分の価格 21,600,000 円
- (4) 必要であれば、土地 Y の近隣に所在する土地 Y' を地方税法附則第 17 条第 7 号の類似土地として使用すること。土地 Y' は地積 120 m<sup>2</sup> の小規模住宅用地であり、令和 3 年度分の価格は 12,000,000 円、課税標準額は 2,000,000 円である。
- (5) 土地 Y は、平成 30 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税について、地方税法第 348 条若しくは附則第 14 条の規定による非課税措置又は同法第 349 条の 3 若しくは附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。
- (6) A 市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第 349 条の 3 の 2 の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は次のとおりである。

なお、A 市は令和元年度分の固定資産税について、地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項の条例を定めていない。また、令和 3 年度分の固定資産税について、地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項の条例を定めていない。

価格の総額 (単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成 30 年度	8,500	620	9,000
令和元年度	8,400	610	8,900
令和 2 年度	8,400	610	8,800
令和 3 年度	8,200	580	8,600

課税標準額の総額 (単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成 30 年度	1,190	171	4,950
令和元年度	1,185	171	4,984
令和 2 年度	1,182	167	5,016
令和 3 年度	1,179	165	4,988

【資料 3】土地 Z

- (1) 土地 Z の地目は田であり、地積は 4,000 m<sup>2</sup> である。
- (2) 土地 Z は令和元年 11 月までは、A 市の市街化調整区域内に所在していたが、市街化区域の変更により、同年 12 月から市街化区域(都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。)内に所在することとなった。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 Z の価格等の状況は次のとおりである。
  - ① 平成 30 年度分の価格 1,000,000 円
  - ② 平成 30 年度分の課税標準額 900,000 円
  - ③ 令和元年度分の価格 1,000,000 円
  - ④ 令和 2 年度分の価格 296,250,000 円
  - ⑤ 令和 3 年度分の価格 301,200,000 円
- (4) 当該土地が令和元年度において特定市街化区域農地であったものとみなした場合における令和元年度分の課税標準となるべき額 92,825,000 円
- (5) 土地 Z は、平成 30 年度から令和 3 年度までの各年度分の固定資産税について、地方税法第 348 条若しくは附則第 14 条の規定による非課税措置又は同法第 349 条の 3 若しくは附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。

問2 次に掲げる償却資産に係る令和3年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分、丙町課税分、丁町課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【X会社】

① A工場

甲県乙市に建設され、平成29年11月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は40,000,000,000円  
平成30年度に法定金額※を超過

② B工場

甲県乙市に建設され、平成29年5月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は22,000,000,000円  
令和2年度に法定金額を超過

③ C工場

甲県丙町に建設され、平成27年4月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は70,000,000,000円  
平成29年度に法定金額を超過

【Y会社】

④ D工場

甲県丙町に建設され、平成23年10月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は9,800,000,000円  
平成24年度に法定金額を超過

⑤ E工場

甲県丁町に建設され、平成30年9月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は32,000,000,000円  
令和2年度に法定金額を超過

⑥ F工場

甲県丁町に建設され、平成30年2月に稼働開始  
令和3年1月1日現在の評価額は6,000,000,000円  
令和元年度に法定金額を超過

(注1) 官報に公示された最近の人口は、甲県600,000人、乙市90,000人、丙町18,000人、丁町4,800人である。

(注2) 令和2年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額は、乙市42,000,000,000円、丙町6,750,000,000円、丁町3,800,000,000円である。

(注3) 令和元年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額は、乙市 18,800,000,000 円、丙町 3,500,000,000 円、丁町 1,500,000,000 円である。

(注4) (注2)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額は、乙市 4,804,000,000 円、丙町 1,250,000,000 円、丁町 860,000,000 円である。

※ 地方税法第 349 条の 4 第 1 項の規定により、市町村の区分に応じて定められる以下の金額をいう。

市町村(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市を除く。)の区分	金額
人口 5 千人未満の町村	5 億円
人口 5 千人以上 1 万人未満の市町村	人口 6 千人未満の場合には 5 億 4 千 4 百万円、人口 6 千人以上の場合には 5 億 4 千 4 百万円に人口 5 千人から計算して人口千人を増すごとに 4 千 4 百万円を加算した額
人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村	人口 1 万 2 千人未満の場合には 7 億 6 千 8 百万円、人口 1 万 2 千人以上の場合には 7 億 6 千 8 百万円に人口 1 万人から計算して人口 2 千人を増すごとに 4 千 8 百万円を加算した額
人口 3 万人以上 20 万人未満の市町村	人口 3 万 5 千人未満の場合には 12 億 8 千万円、人口 3 万 5 千人以上の場合には 12 億 8 千万円に人口 3 万人から計算して人口 5 千人を増すごとに 8 千万円を加算した額
人口 20 万人以上の市	40 億円